

参 考 資 料

- 1 上田市外国籍市民支援会議設置要綱……………20～22
参加団体等一覧
上田市外国籍市民支援会議組織図（イメージ図）
- 2 パブリックコメント（意見募集）の結果概要……………23
- 3 「上田市の多文化共生に関する調査報告書」の概要……………24～29
- 4 「市長と外国籍市民との懇談会」概要……………30
- 5 在留資格別外国人登録者数……………31
- 6 帰化届出者数推移……………31
- 7 公立小中学校における外国籍児童生徒の推移……………31
- 8 公立小中学校における国籍別児童生徒数……………32

1 上田市外国籍市民支援会議設置要綱

(名称)

第1条 本会の名称は、上田市外国籍市民支援会議（以下「支援会議」という。

(目的・設置)

第2条 上田市に在住する市民が、国籍や民族、文化の違いを踏まえ、すべての人が互いに認め合い、尊重しあって暮らすことのできる社会を実現するため、外国籍市民に対する必要な支援を明らかにし、多文化共生のまちづくりを推進することを目的として、支援会議を設置する。

(活動)

第3条 支援会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 外国籍市民の実態の把握に関すること。
- (2) 外国籍市民に関係する諸機関及び諸団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 外国籍市民支援のための指針及び計画を策定すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第4条 支援会議は、国の機関、公共団体、企業、外国籍市民に関係する団体等で支援会議の目的に賛同する者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長と副会長を各1人置き、会長は、上田市長をもって充て、副会長は支援会議において決定する。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

(企画運営委員会)

第7条 支援会議に、提案する事項について協議し、及び調整するため、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員長、副委員長及び企画運営委員は、会長が指名する。

(部会)

第8条 企画運営委員会に、支援会議の具体的活動機関として次の部会を置く。

- (1) 教育部会
- (2) 労働・保険部会
- (3) コミュニティ部会

2 各部会の部会長、副部会長及び部会員は、会長が指名する。

(アドバイザー)

第9条 支援会議に、より専門的な見地からの意見を求めるため、アドバイザーを置く。

(事務局)

第10条 支援会議の事務局を、市民生活部市民課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営等必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月18日から施行する。

参加団体等一覧

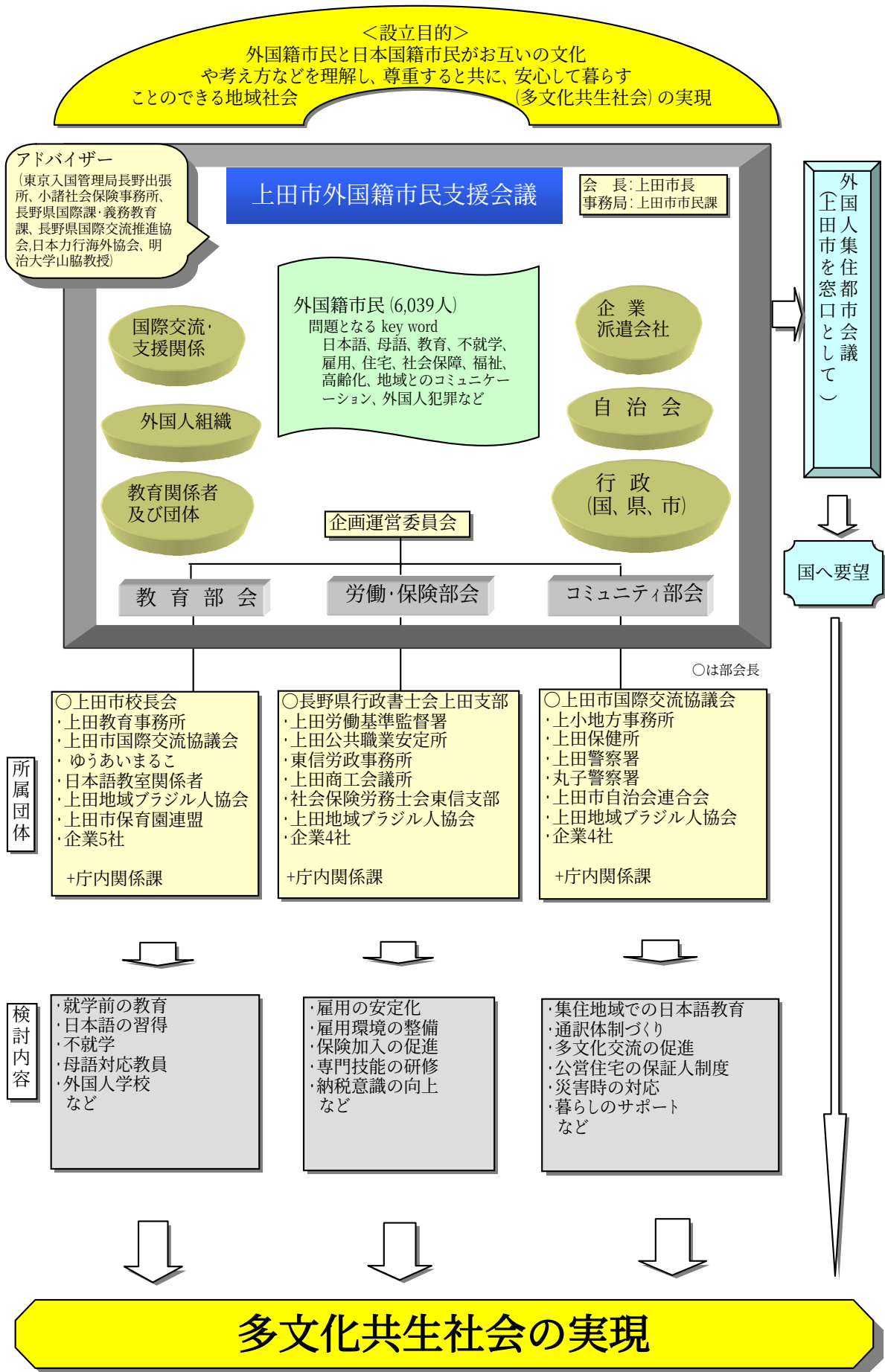
アドバイザー

東京入国管理局長野出張所
小諸社会保険事務所
長野県企画局国際課
長野県教育委員会義務教育課
(財) 長野県国際交流推進協会
(財) 日本力行海外協会
山脇啓造 明治大学商学部教授

参加団体

上田労働基準監督署
上田公共職業安定所
上小地方事務所
長野県東信労政事務所
上田保健所
上田教育事務所
上田警察署
丸子警察署
長野県行政書士会上田支部
社会保険労務士会東信支部
上田市自治会連合会
上田市国際交流協議会
日本語教室関係者
ゆうあいまるこ
上田市保育園連盟
上田地域ブラジル人協会
企業 13 社
上田市
上田市教育委員会
上田市校長会

上田市外国籍市民支援会議組織図



2 パブリックコメント（意見募集）の結果概要

○ 実施概要

- 1 意見募集の対象
上田市多文化共生のまちづくり推進指針（素案）
- 2 意見の募集期間
平成19年3月1日（木）から30日（金）まで
- 3 公開の場所、方法
上田市本庁舎市民課、丸子地域自治センター市民生活課、真田地域自治センター市民生活課、武石地域自治センター市民生活課
上田市ホームページ、広報うえだ、上田商工会議所ホームページ
- 4 意見提出の方法
郵便、FAX、Eメール、持参

○ 意見募集の結果

- 1 意見提出人数 3人
- 2 提出方法
Eメール(2人)と持参(1人)

○ 意見の内容と意見に対する考え方

意見1 他都市では、外国人の自助組織やNGOが在住外国人の支援活動をしている。取組みのひとつとして「外国人コミュニティ自助組織の設立支援」を入れたらどうか。

考え方 必要な取組み項目だと考えるので、「(3) 外国籍市民等の社会参加」の取組みの方向性に追加記載しました。

意見2 ①防災に関する取組みが最も重要である。②インターネットの掲示板を使った「ことばのパートナー探し」を武蔵野市では行っている。
③学生が国際ボランティアとして活躍できる場所作りも必要である。

考え方 防災、日本語学習支援、ボランティアの育成のいずれも指針の中に言及されているので、項目を新たに加えませんが、手法については大変参考になるので、取り入れたいと考えています。

意見3 私は外国人を妻に持つ日本人であるが、外国籍住民と地域住民の交流が進まないと感じている。気持ちの共有が、本当の共生につながるのではないかと。交流を活発にすることと、お知らせなどを翻訳して情報が入手し易いようにしてもらいたい。

考え方 地域住民と外国籍市民等との交流と必要な情報の提供に関しては、重要なテーマだと考えており、指針の取組みの方向性に沿って引き続き取り組んで参りたいと考えております。

3 「上田市の多文化共生に関する調査報告書」の概要

◇調査の種類と対象・方法・結果（2006年実施）

調査1 「上田市在住外国籍市民実態調査」 7月 12日～ 8月 31日実施

調査対象 上田市に在住する外国籍市民

調査方法 上田市の外国人登録窓口、国際交流コーナー、日本語教室（2箇所）
において調査票記入を依頼し回収した（調査票は、7ヶ国語）

回収結果 195票

調査2 「多文化共生に関する上田市民意識調査」 6月 2日～ 6月 23日実施

調査対象 日本国籍を有する 20歳以上の市民 500人（男 250人、女 250人）

調査方法 郵送配布、郵送回収

回収結果 205票（回収率 41%）

調査3 「外国籍児童生徒実態調査（公立小中学校）」 7月 3日～ 7月 21日実施

調査対象 上田市内の小中学校に在籍する外国籍児童生徒。

調査方法 外国籍児童生徒が在籍する学校に調査票を配布し対象の児童生に
直接関わっている指導者にとりまとめを依頼。回答は無記名とし封筒
による回収を原則とした。

回収結果 約 250人の該当者のうち 205票を回収。（回収率はおよそ 8割）

調査4 「外国籍児童生徒実態調査（ブラジル人学校）」 7月 10日～ 7月 28日実施

調査対象 ブラジル人学校（ピタゴラス上田校とノボ・ダマスコ）に在籍する
上田市から通学している 6歳以上の生徒（義務教育年齢とその上の
年齢まで含む）

調査方法 2校に対し調査票と回収用封筒を配布

回収結果 該当者数 71人、回収は 57票 （回収率は 80%）

調査5 「外国籍児童生徒に関する日本人保護者意識調査」 6月 5日～ 6月 22日実施

調査対象 外国籍児童生徒が在籍するクラスの日本人保護者。

調査方法 小中学校のうち外国籍児童生徒がいるクラス各校 1クラスに調査
票配布。

回収結果 該当 26校約 800人のうち、回収 257票。（回収率はおよそ 3割）

調査6 「外国籍児童生徒指導者意識調査」 6月 5日～ 6月 20日実施

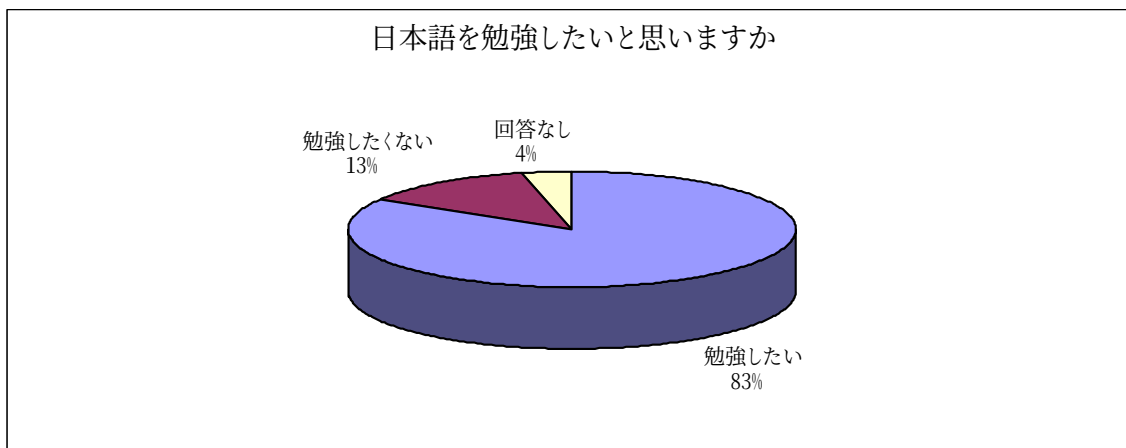
調査対象 小中学校の教師等で外国籍の児童生徒の指導に携わっている
方々。（校長、教頭、外国籍児童生徒が在籍するクラス担任、日
本語教室担当教師、ほっとサポーター、日本語指導員など）

調査方法 各学校へ必要部数を配布

回収結果 配布約 130で、回収は 96票（回収率はおよそ 7割）

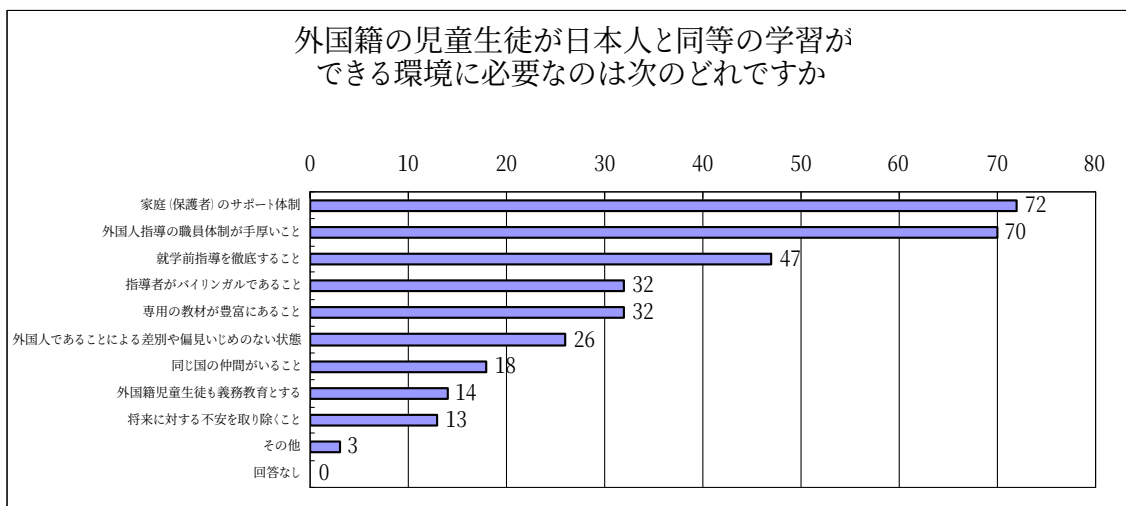
<回答総数 1,015票>

グラフ 1



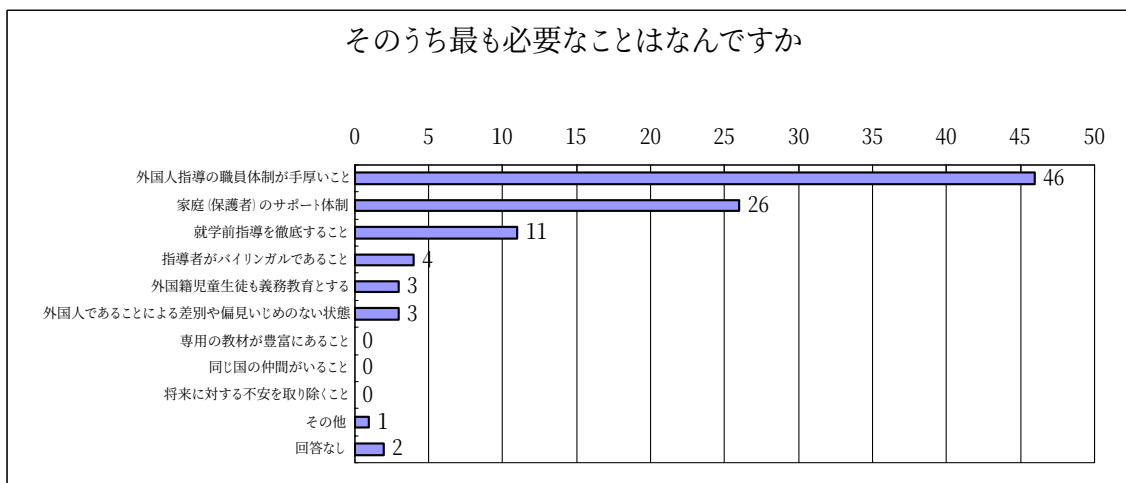
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査1）より】

グラフ 2



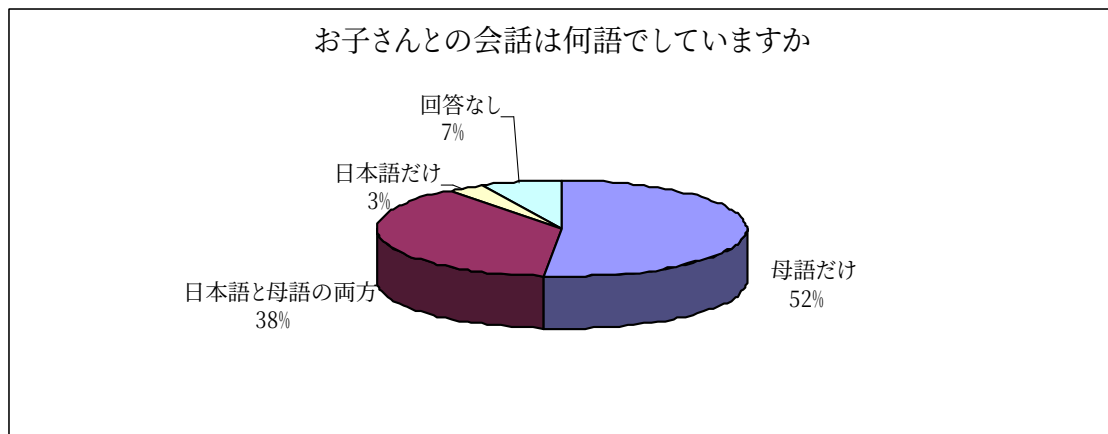
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査6）より】

グラフ 3



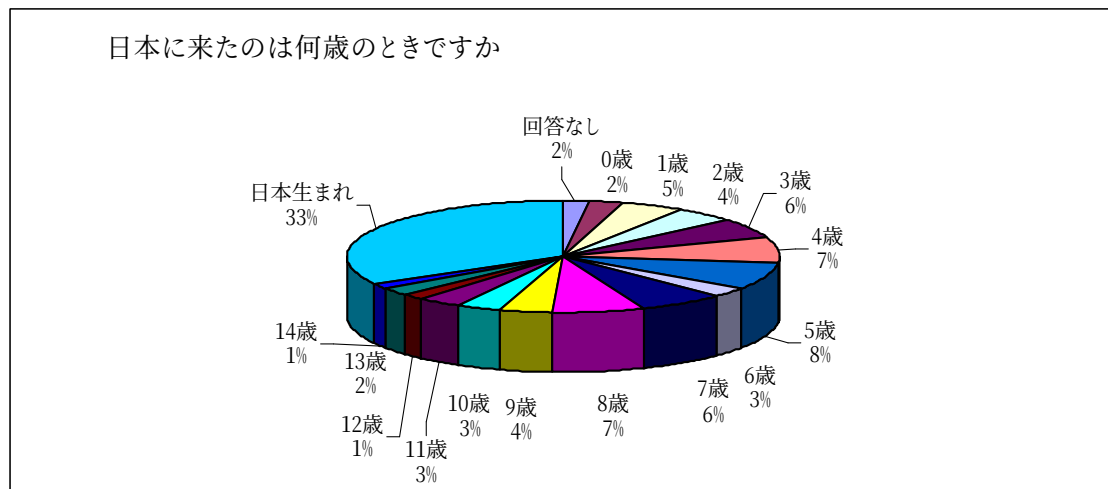
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査6）より】

グラフ 4



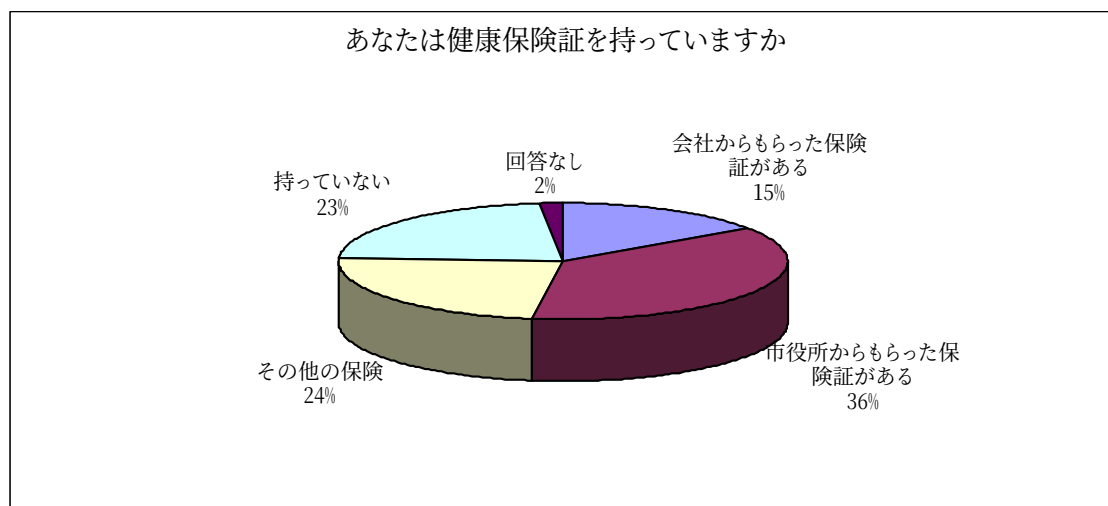
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査1）より】

グラフ 5



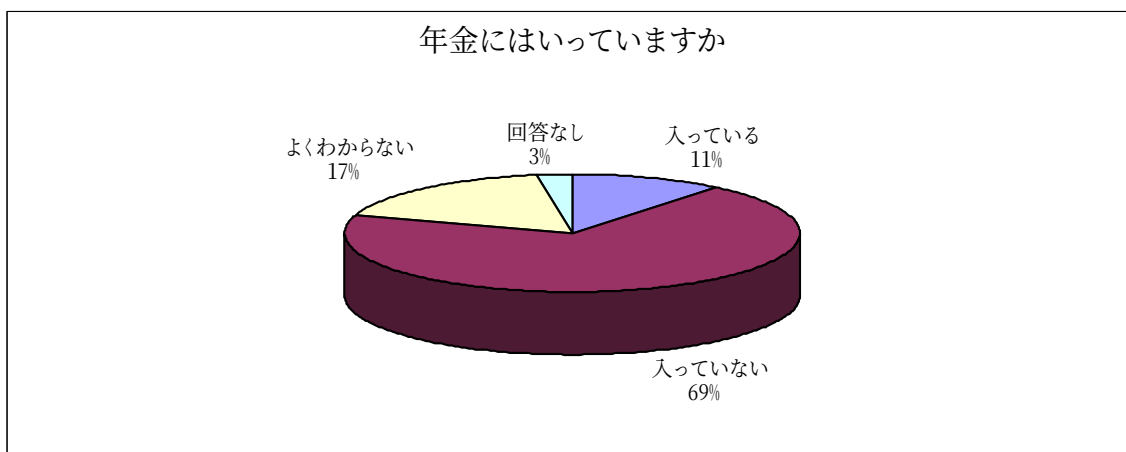
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査3）より】

グラフ 6



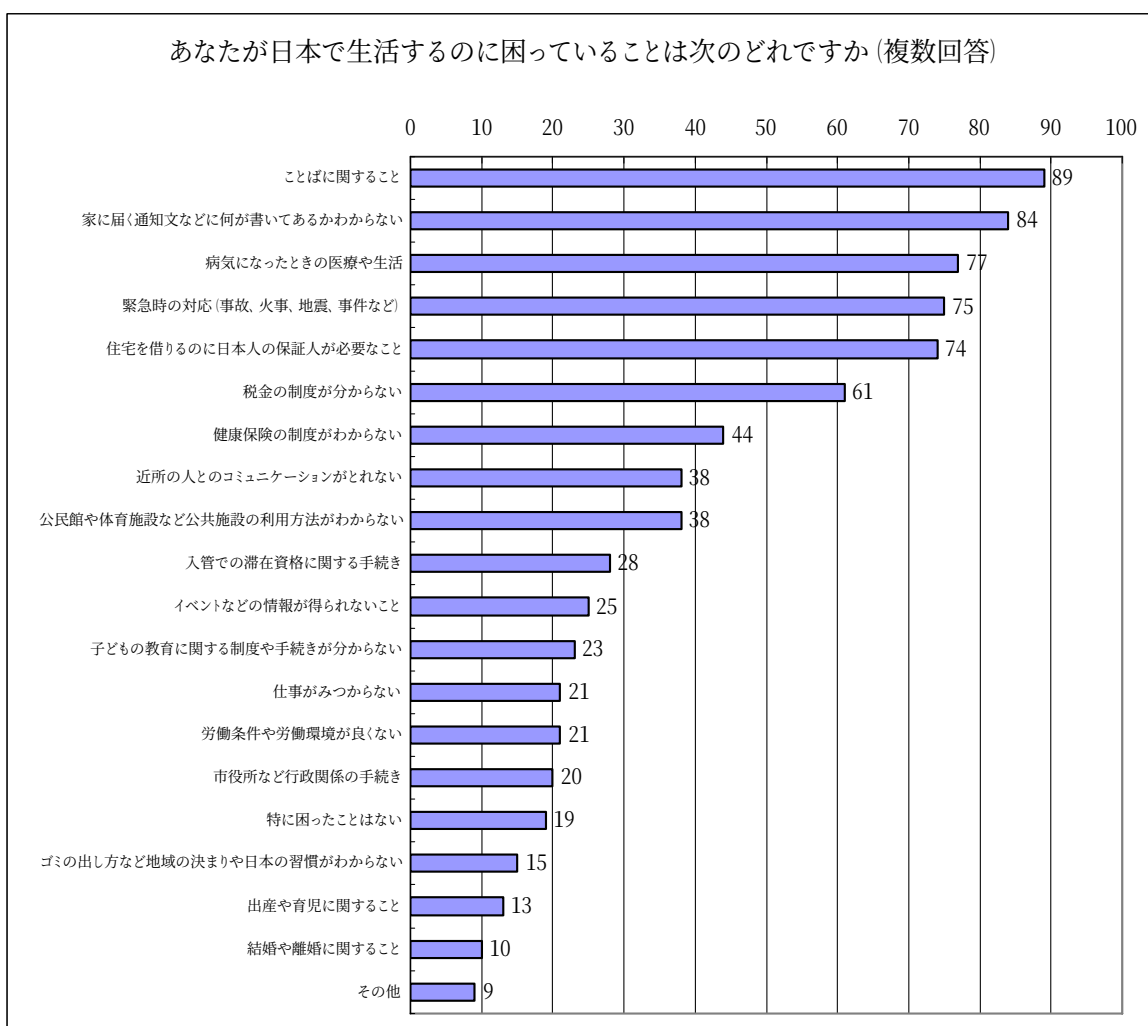
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査1）より】

グラフ 7



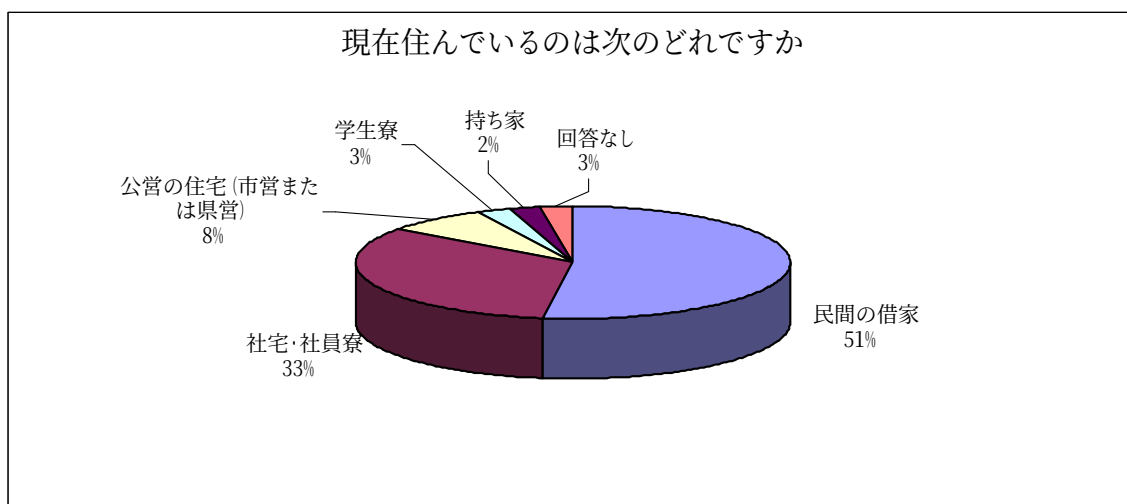
【上田市の多文化共生に関する報告書(調査1)より】

グラフ 8



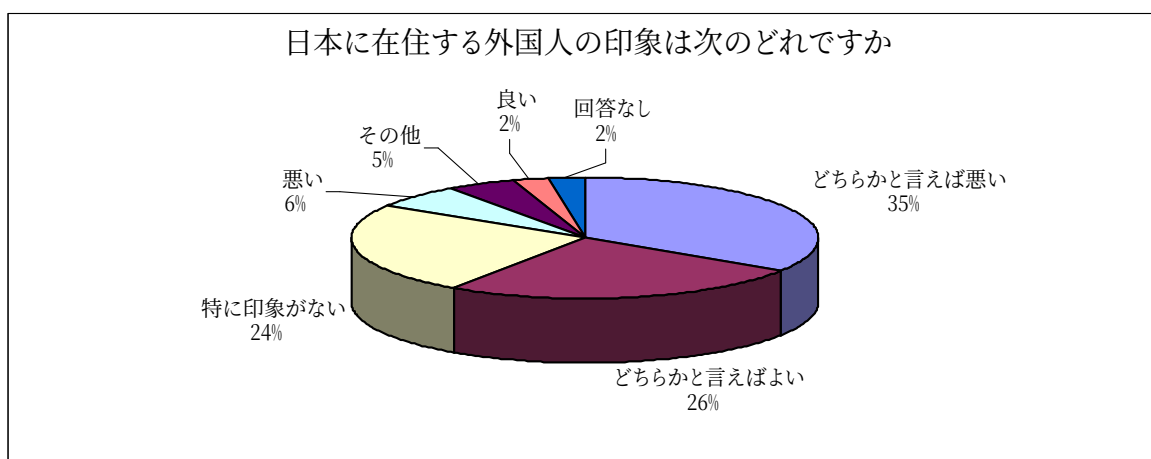
【上田市の多文化共生に関する報告書(調査1)より】

グラフ 9



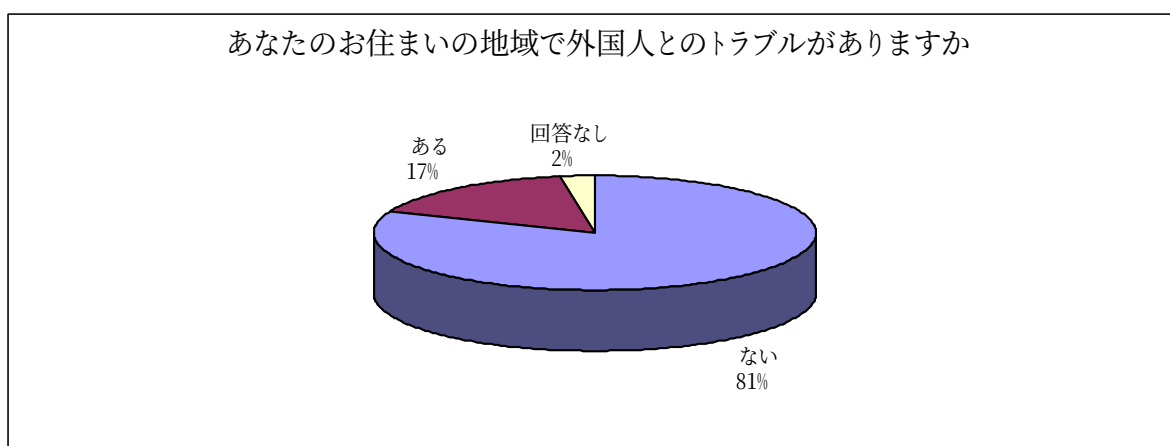
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査1）より】

グラフ 10



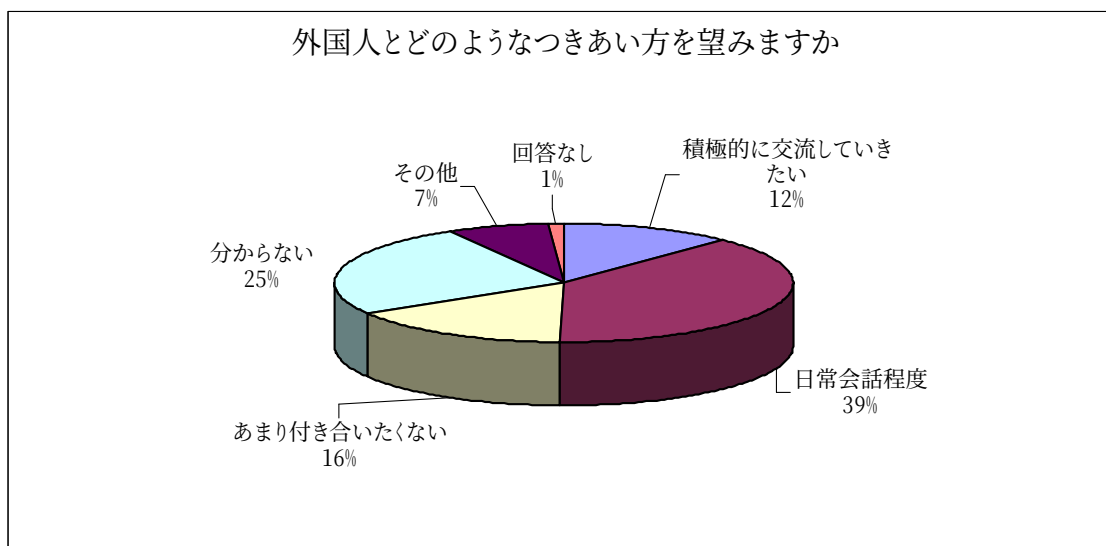
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査2）より】

グラフ 11



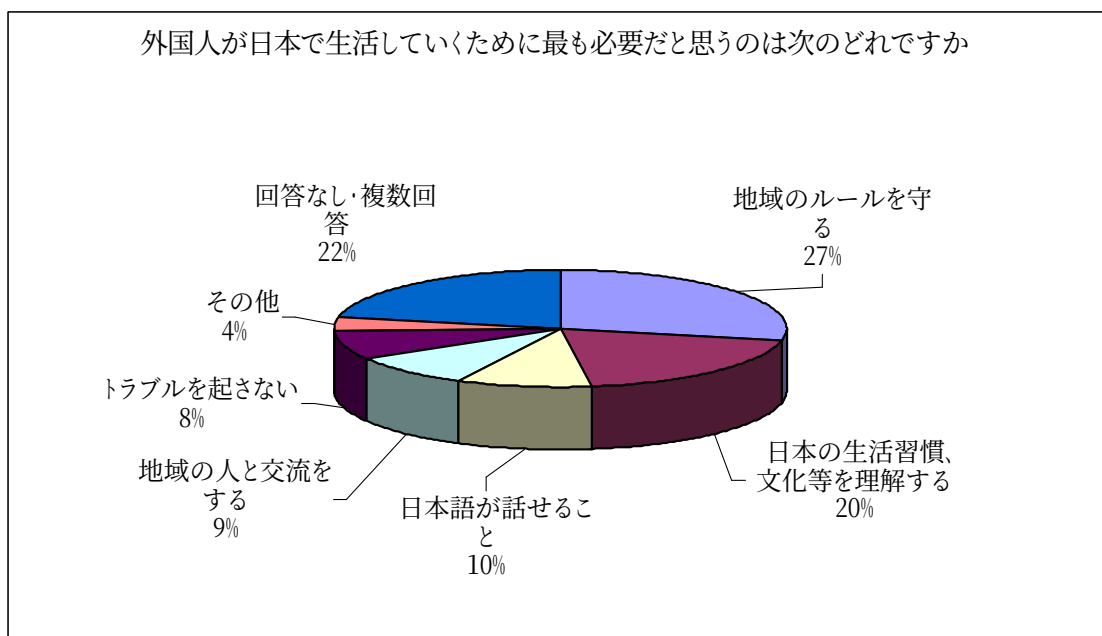
【上田市の多文化共生に関する報告書（調査2）より】

グラフ 12



【上田市の多文化共生に関する報告書(調査2)より】

グラフ 13



【上田市の多文化共生に関する報告書(調査2)より】

4 「市長と外国籍市民との懇談会」概要（2006年7月実施）

- (1) 参加者数 外国籍市民 45名
(ブラジル24名、中国8名、スペイン6名、インドネシア5名、韓国2名)

(2) 意見及び要望

○教育に関して

- ①親は残業があるので現在の日本の学校の時間では子どもをブラジル人学校に預けるしかない。
- ②プレスクールが始まったようだが、知らない人が多い。もっとPRして欲しい。
- ③外国人の子どもが多い学校に入りたいのだが、教育委員会がなかなか許可してくれない。
- ④ブラジル人学校で問題が起きたとき解決してくれる外部機関がない。
- ⑤学校からの通知が親に理解されていない。
- ⑥学校に通う距離が長いので通学バスを考えて欲しい。
- ⑦ブラジル人学校と日本の学校とかなり違いがある。
- ⑧中学校が厳しい、時間が長い。
- ⑨入学する小学校と中学校の選定に当たっては柔軟な対応を望む。(外国籍の子どもは日本人の子どもより精神的負担が大きいのでできるだけ便宜を図って欲しい)
- ⑩ペルーには落第制度が小学校からあり勉強をサボると上の学年に行けない。日本はそれがないので、みんな勉強しない。

○医療

- ①夜間の救急体制、急病のときどこへ連絡すればよいのかわからない。(情報の不足、消防署に連絡したが正しい病院を紹介されなかった、また紹介された病院が受け入れてもらえなかった)
- ②医療機関の具体的な情報が欲しい。治療内容や外国人の対応についてなど。土日、休日当番医の情報の中にも外国人への対応できるかどうかという情報を入れて欲しい。
- ③24時間体制で見てもらえる病院が欲しい。(子どもの病気など)

○相互理解

- ①日本人たちも外国人の生活を理解するよう市が中心となってPRしてもらいたい。ブラジル人も日本人と知り合いになればその人を通じて、日本の習慣や基本的なルールを知ることができる。
- ②日本人から話しかけてほしい、日本人はおしゃべりが得意でないのか？

○生活に関して

- ①ゴミの分別は自分たちはきちんと分別しているのに、他の日本人が分別しないで出したゴミを外国人のせいにされる。
- ②自治会で問題が起こったときには、自治会も協力して欲しい。

○雇用と労働

- ①会社の医療保険に加入させてくれない。
- ②雇用条件が初めの話と違うことがある。
- ③契約書がない会社がある。
- ④派遣会社にもっと厳しく対応してもらいたい。
- ⑤男女で仕事量が同じなのに(特に力仕事)男の方が給与が高い。

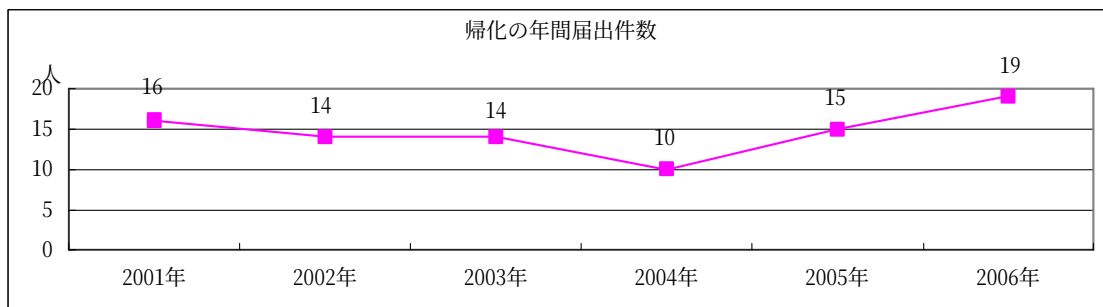
○その他

税金を日本人と同様に払っているのに、日本人と同じ社会的恩恵を得ているとは思えない。

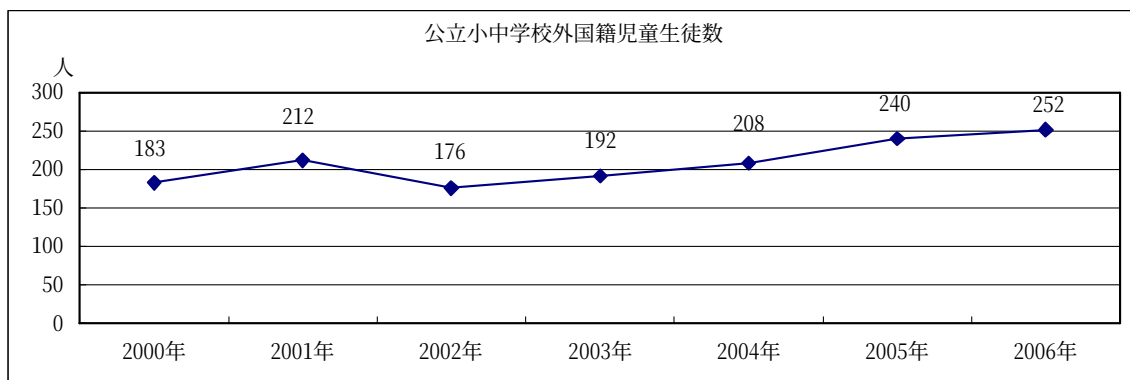
5 在留資格別外国人登録者数（2006 年 12 月末）

在留資格	人数	割合%	全国割合%	在留資格の内容または具体例
定住者	2,574	42.2	13.2	日系3世、外国人配偶者の実子等
日本人の配偶者等	1,209	19.8	12.9	日本人の子として出生した者、日本人の配偶者等
永住者	773	12.7	17.4	永住許可を受けた者
留学	284	4.7	6.4	大学・短大等の学生
研修	260	4.3	2.7	(技術、技能又は知識の習得を目的とする) 研修生
特別永住者	214	3.5	22.5	平和条約による日本国籍離脱者及びその子孫
特定活動	167	2.7	4.3	研修後の技能実習生、ワーキングホリデー等
家族滞在	125	2.1	4.3	就労外国人等が扶養する配偶者・子
就学	83	1.4	1.4	高校、日本語学校等の生徒
人文知識・国際業務	65	1.1	2.7	通訳、企業の語学教師等
短期滞在	57	0.9	3.4	観光、親族・知人訪問等
技術	49	0.8	1.4	土木建築、機会等の設計者、IT 関連技術者等
その他	233	3.8	7.4	在留の資格なし、技能、教育等
合 計	6,093	100.0	100.0	

6 帰化届出者数推移



7 公立小中学校における外国籍児童生徒の推移



8 公立小中学校における国籍別児童生徒数（2006年5月）

